

倉吉市アスベスト撤去支援事業補助金

倉吉市では、石綿(アスベスト)の飛散等に伴う健康被害の防止及び生活環境の保全のため、建築物のアスベスト含有調査又は吹付けアスベスト等の除去等にかかる費用の一部を補助する制度を実施しています。

調査 補助対象

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、
吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等
※石綿含有仕上塗材は「吹付けアスベスト等」に該当しません。

除去等 補助対象

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール
※除去等の場合は、その含有するアスベストの重量が当該ロックウールの重量の0.1%
を超えるもの

補助事業	補助対象経費	補助金額
アスベスト含有調査 着手期限:令和12年度末	アスベスト含有調査に要する費用(仕入控除税額を除く。) 建築物1棟につき 上限 25 万円	補助対象経費の額に相当する額 ※1,000円未満の端数を切り捨てた額
アスベスト除去等 (除去・封じ込み・囲い込み) 着手期限:令和12年度末	アスベスト除去等に要する経費(除去した吹付けアスベスト等の処分費を含み、仕入控除税額を除き、建築物の解体に伴うアスベスト除去等にあつては当該アスベスト除去等に要する経費に限る。) 建築物1棟につき 上限 2,000 万円	補助対象経費の $\frac{2}{3}$ 上限 1,333 万 4 千円 ※1,000円未満の端数を切り上げた額

⚠ 建築物石綿含有建材調査者の関与

平成28年度から次のとおり建築物石綿含有建材調査者の関与が義務化されました。

- アスベスト含有調査等に関する事業については、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。
- アスベスト除去等に関する事業については、石綿障害予防規則(厚生労働省令第21号)第19条に基づく石綿作業主任者によるアスベスト除去に関する作業計画の策定等にあたり、建築物石綿含有建材調査者が関与すること。

お申込み
お問合せ先

倉吉市役所 (本庁舎3F)
建築住宅課 建築指導係



TEL 0858-22-8175

「アスベスト撤去支援事業補助金について…」とお電話ください。

【ご注意】補助金の申請は、必ず調査・施工業者との契約や工事等に着手する前に行ってください。